

省エネ基準への適合性に関する説明書

2021年4月1日

北方太郎 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第 1 項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地：北海道札幌市西区●●●3丁目●●●

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

適合

不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

[建築士に関する事項]

氏名：喜多須舞瑠

資格：二級建築士 北海道知事登録第(石)12345号

[建築士事務所に関する事項]

名称：北方型住宅建築事務所

所在地：札幌市

区分（一級、二級、木造）：二級建築士事務所

(備考)

- ・BELS、設計性能評価を取得済みです。
- ・省エネ基準からの削減率などの詳細は住宅ラベリングシートを参照して下さい。